

広島県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、令和七年二月二十日までの間、縦覧に供する。

令和七年二月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

高田沖美江田島線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
江田島市沖美町高祖字宝原一〇番四地先から 江田島市沖美町高祖字豊作原六二番一地先まで	旧	四・五〇 二七・八〇	九一八・〇〇	
江田島市沖美町高祖字宝原一一〇番四地先から 江田島市沖美町高祖字豊作原六二番一地先まで	新	六一・〇〇 〇〇	八五二・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 八八六・五〇 メートル